建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（以下「改正前の建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　恵谷　順一　一級建築士　第162159号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止１月
4　処分の原因となった事実　岡山県内の建築物（１物件(建築確認：平成18年５月)）について、恵谷建築設計事務所（三重県知事登録第１―1503号、平成22年１月17日付け抹消）の業務に関し、工事監理者として、工事監理終了後、改正前の建築士法第20条第２項の規定による工事監理報告書を建築主に提出しなかった。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７９１号

堺市堺区住吉橋町１丁４番10―307号、前住所堺市堺区楠町４丁２番14号
債務者　大野組こと　大野　一衛
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３７６号

大阪府岸和田市三田町581番地の６
債務者　近畿建材こと　菅本　　巧
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３４号

大阪府貝塚市加治20番地１、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―1015号
債務者　アートサイクル貝塚センターこと　神初　昭博
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号

茨城県取手市桜が丘２丁目23番６号
債務者　藤原　邦道
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞鍋　涼介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号

茨城県取手市桜が丘２丁目23番６号
債務者　藤原　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞鍋　涼介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号

茨城県牛久市小坂町1896番地の13
債務者　會田　雄二
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６３７号

神奈川県茅ヶ崎市赤羽根329番地　グリーンハイツ湘南101
債務者　小泉　昭彦
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３８号

神奈川県茅ヶ崎市赤羽根329番地　グリーンハイツ湘南101
債務者　小泉満津枝
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８号

長野県茅野市玉川5040番地１　カントリーパレスＡ号
債務者　近藤　礼一
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早出　由男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５３１号

横浜市保土ケ谷区鎌谷町34番地４
債務者　久木野正時
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西内　洋人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号

奈良市三条本町１番93―506号
債務者　白洋社ランドリーこと　中南　　透
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４７９号

北九州市戸畑区夜宮２丁目８番26号
債務者　大田　靖浩
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日朝　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４号

宮崎県都城市鷹尾５丁目７街区１号北鷹尾団地４―５―46
債務者　救仁郷幸子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１２９号

沖縄県沖縄市上地２丁目３番６号　由心ハイツ401号
債務者　仲里研一郎
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横江　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部